

【緊急！】消費者トラブル注意報 第91号

簡単に高額収入が得られるという副業や投資の儲け話に注意！

ネット広告に掲載されていた無料副業セミナーに参加したところ、FX[※]に関する投資のノウハウを提供するという高額な契約の勧誘を受けたとの相談が寄せられています。

※FX（外国為替証拠金取引）：通貨の売買時の価格差により利益を得る取引

□相談事例

インターネット広告で無料副業セミナーがあることを知り参加した。当日受付に行くと、「途中退席は不可」との表示があり、会場から出られない状態だった。3時間のセミナー終了後、契約書が準備してある机の椅子に座らされ、内容がよく分からないまま強引に契約させられた。帰宅後に契約内容を確認したところ、FX取引に関するノウハウの購入契約で、契約額が数十万円もする高額なものだった。

□消費者へのアドバイス

- ①簡単に高額収入を得られることはありません。「簡単にお金を稼げる」といった謳い文句には注意しましょう。
- ②無料のセミナーで高額な契約を強引に勧められたり、納得がいかない契約である場合はきっぱりと断りましょう。特にクレジット契約や借金を強要して契約を勧めてくる場合は注意が必要です。
- ③説明を受けても内容の詳細が分からない場合は契約を行ってはいけません。

※ お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

■最寄りの警察署または警察安全相談電話 #9110

（相談受付時間：24時間）